

4. 事後調査の結果の概略

事後調査結果の概要は、以下に示すとおりである。

1) 騒音・振動（建設機械の稼働に伴う建設作業騒音）

橋梁部上部工事、桁架設工[主桁架設]の騒音レベル（ L_{A5} ）の調査結果は、最大 76 dB で評価書の予測結果（76 dB）と同値であった。

また、調査結果は、評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月 20 日、条例第 215 号）（以下、「環境確保条例」という。）に基づく「指定建設作業に適用する騒音の勧告基準」（80dB 以下）を下回った。

2) 廃棄物（工事の施行に伴う廃棄物及び建設発生土の排出量並びに再利用・再資源化量）

前回報告時（工事の施行中その 1）以降に実施した工事において、アスファルト・コンクリート塊が 2m^3 排出され、着手時からの総量は 205m^3 であり、再資源化率は 100% であった。なお、コンクリート塊、建設発生土は排出されていない。

3) 環境保全のための措置の実施状況（大気汚染、景観、史跡・文化財）

- ・大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況については、建設機械の同時稼働を極力避けて施工するとともに、ヤードの全面仮囲いや敷き鉄板の敷設により、粉じん等の発生を防止した。
- ・景観に係る環境保全のための措置の実施状況については、工事区域の周辺に鋼板製の仮囲いを設置したが、色は白色とし、一部をアクリル製とするなど、周辺の景観との調和を図るよう努めた。
- ・史跡・文化財に係る環境保全のための措置の実施状況については、今回の工事期間中に新たな埋蔵文化財は発見されなかった。

なお、本工事の実施期間中、大気汚染、騒音・振動、景観、史跡・文化財、廃棄物に係る苦情はなかった。